

関係各位

令和2年9月28日

**NHK新潟放送局と日本防災士会新潟県支部の「連携協力に関する協定」について調印式を執り行いましたことを報告いたします。**

日時：2020年9月28日（月）11時～

場所：NHK新潟放送局

NHK出席：太田局長、東野副局長、安田放送部部长、一由放送部副部长

支部出席：西潟支部長、成川事務局長

※コロナ禍のためマスク着用での調印式（これも記念です）



協定内容は、次頁以降の通り

特定非営利活動法人日本防災士会新潟県支部と日本放送協会新潟放送局の  
連携協力に関する協定書

特定非営利活動法人日本防災士会新潟県支部（以下「甲」という。）及び日本放送協会新潟放送局（以下「乙」という）は、防災・減災に向けた取り組みを推進させるため、以下の内容に同意し、次のとおり連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、国民の生命・財産を守り、災害に強い社会の実現に貢献することを目的とする。

（連携協力の内容）

第2条 地域住民の素早い避難などの確な防災行動につなげることを目的として、甲は乙に対し、甲に所属する防災士を通して、可能な範囲で以下の情報（以下、「本件情報」という。）を提供する。

対象となる情報は、「防災情報」、「被災情報」、「生活情報」に大別される。

具体的には、

▼台風の接近や大雨が予想される場合など、地域の「事前の備え」

▼台風や大雨、地震、津波、火山噴火などの「災害発生時の地域の状況」

▼被災後の各地域の「被害状況や必要とする支援」

などが想定される。

2 本件情報の具体的内容は、甲と乙が新潟県内の地域性を鑑みて協議して定める。

（情報提供を行う防災士）

第3条 甲は、協定の趣旨に賛同し、本件情報の提供を行う防災士の名簿を作成して乙に提出する。名簿に変更が生じた場合、甲は、その都度、修正した名簿を乙に提出する。

2 甲は、前項の名簿に掲載する個人情報を次条第2項の目的で取得し、乙に提供することを明示し、それに対する同意を得られた防災士の個人情報のみを名簿に掲載することとし、乙は、この同意の取得に協力する。

（本件情報の発信方法）

第4条 乙は、本件情報を放送やインターネット等を通じて広く住民・視聴者へ発信することができ、取材に利用することもできる。

2 乙は、災害時等に、前条の名簿に記載されている防災士に対し、電話等による取材や、番組に出演して本件情報を直接住民・視聴者に発信すること等を要請する



